

# 計画の基本的な考え方等について

## 1 計画の位置づけと期間

「第7期障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定・推進します。計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

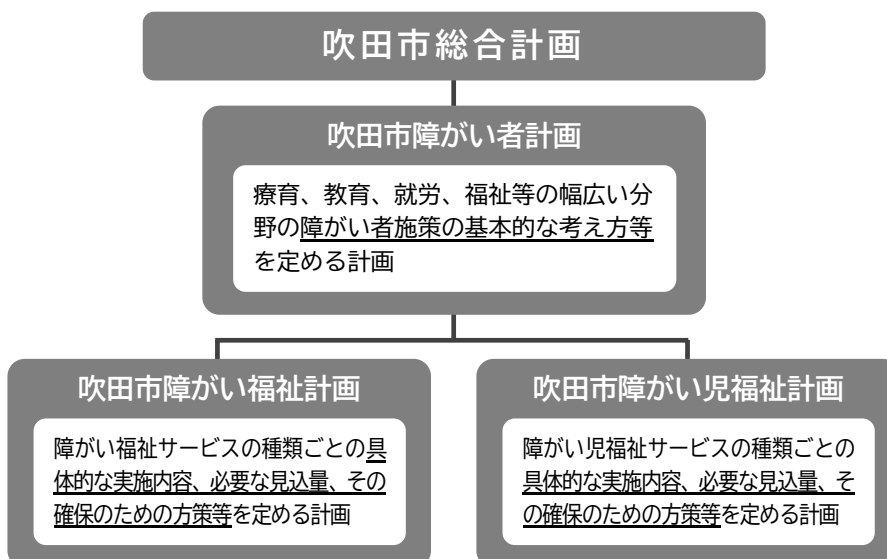
### 障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画

	第4期吹田市障がい者計画	第7期吹田市障がい福祉計画	第3期吹田市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	平成28年度（2016年度）～ 令和8年度（2026年度）	令和6年度（2024年度）～ 令和8年度（2026年度）	令和6年度（2024年度）～ 令和8年度（2026年度）
内容	本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的な考え方等を定める計画	本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画	本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

## 2 他計画との関係性

本計画は、「吹田市総合計画」の具体的な部門別計画である「吹田市障がい者計画」を踏まえ、3年間に達成すべき障がい施策等の具体的な方向性などを示すものです。

策定にあたっては、「吹田市地域福祉計画」、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」等の関連する他の計画との整合性を図ります。



### 3 計画の基本的な考え方

「第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画」の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、「第4期吹田市障がい者計画」の基本理念「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」の実現をめざし、障がい児者の日常生活及び社会生活に必要なサービス等の提供体制の確保の取組について定め、施策を推進していきます。

#### 第4期障がい者計画の基本理念と基本的方向性

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田



- 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

### 4 計画策定のための審議会

学識経験者、社会福祉事業従事者を委員とする「吹田市社会福祉審議会」へ諮問し、同審議会障がい者施策推進専門分科会において、障がい当事者等の公募市民の参画のもと、本計画の策定にあたって議論いただきます。

### 5 当事者等からのアンケート及び意見聴取等

令和5年（2023年）に、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等を対象とした「第7期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート」、通所受給者証の所持者を対象とした「第3期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート」を実施しました。

また、障がい当事者や障がい福祉サービス事業者から、障がい福祉施策の推進に関する意見を聴取しました。今後、パブリックコメントを実施し、計画策定の参考とします。

以上を踏まえ、庁内の各関係所管が構成員の「吹田市障がい者福祉事業推進本部」において計画を策定します。